



(3) その他サービス事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

その他、住民ニーズに対応するため、様々な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

○実施する事業

事業	内容
高齢者見守り事業	<p>①配食サービス（見守り）事業 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるように支援をします。</p> <p>②緊急通報装置設置事業 住みなれた地域で安心して暮らせるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急事態が発生したときに迅速な救援体制がとれるように緊急通報装置の設置費用や月額の基本料金を補助します。</p> <p>③対象者把握事業 民生委員や地域の方々の協力を得て、見守りの対象となる高齢者の把握を行います。</p> <p>④町職員による見守り事業 町職員が、ひとり暮らし高齢者宅を訪問します。</p>
ボランティア活動等の民間活動	ボランティア活動は社会福祉協議会が主体となり実施しており、近隣の助け合いの輪を広げ、積極的な情報提供等に努め、新たなボランティアの育成を支援します。
高齢者移送サービスの検討	高齢者の方の外出を支援するための移送サービスについて検討を行います。

2 地域支援事業

地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように、介護予防の普及・啓発を行っていきます。閉じこもりによる身体機能の低下を予防するため、外出の機会としてボランティア活動などへの社会参加の推進、サロン等の多様な通いの場の確保に努めます。

また、住まい・医療・介護・予防・生活支援を地域内で一体的に行う「地域包括ケアシステム」を推進するため、生活支援コーディネーターを配置するなど、地域の理解と協力を求めながら、多様な生活支援（地域資源の開発）を推進していきます。

(1)

一般介護予防事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

元気な高齢者とこれまでの二次予防事業対象者を分け隔てることなく、住民運営での通いの場を充実させ、いつでも集うことができる身近な地域での居場所づくりを推進し、介護予防や交流の場として、通いの場が継続的に拡大していくような取り組みを進めます。

通所または訪問により要介護状態等になることの予防を目的として事業を実施します。

○実施する事業

項 目	内 容
介護予防把握事業	要介護になる怖れの高い高齢者を把握し、対象者に関する情報の収集、対象者の決定及び対象者の取扱期間の決定を行ないます。
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、有識者等による講演会や相談会等の開催、運動教室等の介護予防教室の開催、介護予防に関する知識または情報提供、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体を配布すること等を行います。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に役立つ地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。

項 目	内 容
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者の心身の状況等を踏まえ、通所方式で、介護予防を目的とする「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」事業を実施します。 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象に、保健師等が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値の達成状況を検証し、上記事業の評価を実施します。

 (2) 包括的支援事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを実施します。これらの事業は、地域包括支援センターが一括して実施します。

○実施する事業

事 業	内 容
介護予防ケアマネジメント事業	自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、地域包括支援センターが高齢者に対してスクリーニングを行い、介護予防事業対象者の名簿に基づき、アセスメントや介護予防ケアプランの作成等を実施する事業です。
総合相談支援事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援が必要な高齢者への対応などを行う事業です。本町では、地域包括支援センターが中心となって実施しています。
権利擁護事業	①成年後見制度の取組み 認知症等によって判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、法律的行為などの支援につなげるため、成年後見制度を活用することが有効です。本町を含めた知多5市5町共同で、成年後見に関する業務を知多地域成年後見センターに委託しています。本町では、地域包括支援センターを相談窓口にして、センターとの連携を図っています。 ②高齢者虐待防止の取組み 高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、高齢者が地域で尊厳を持って生活することができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、支援体制の確立を図ります。

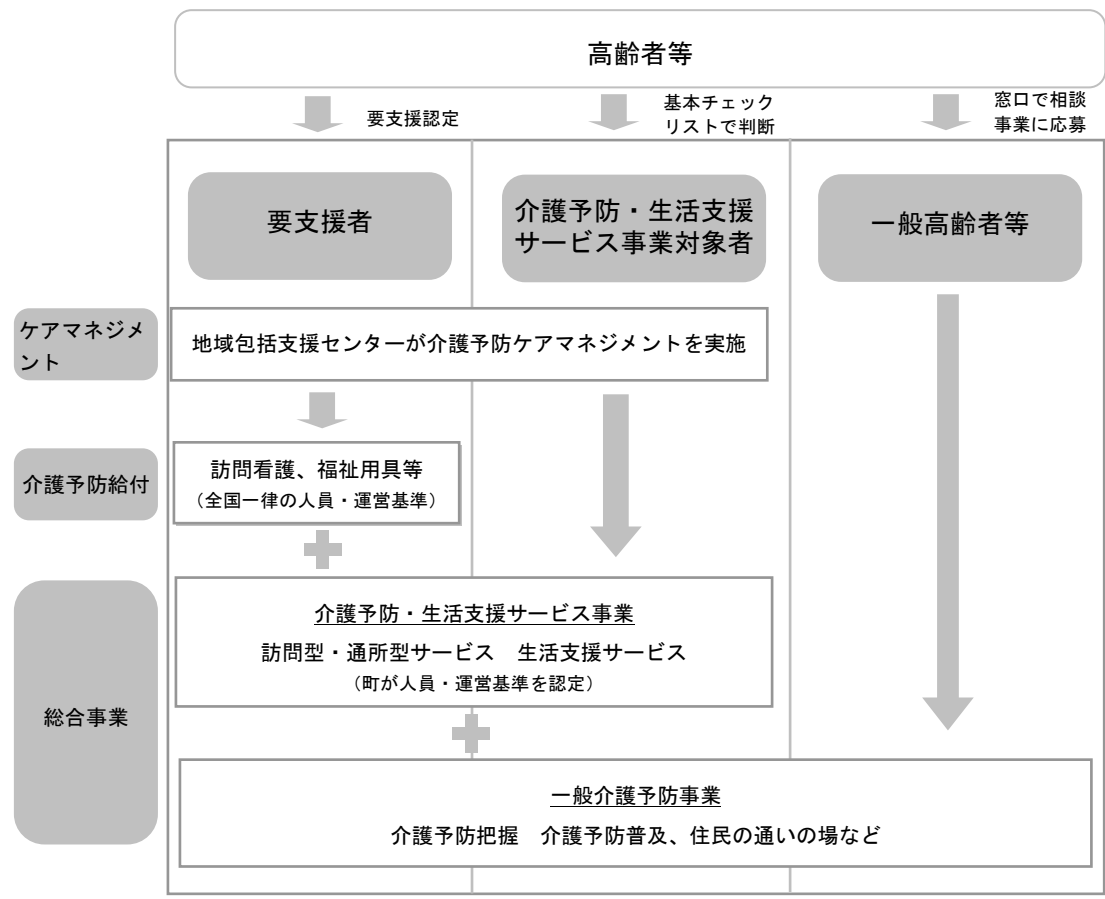


(4) 介護予防・日常生活支援総合事業 ●●●●●●●●●●

今回の制度改正により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業内の介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。本町においても、平成29年度の実施に向けて整備していきます。

介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する「新しい総合事業」については、介護の現場や利用者の声を聴きながら、導入を進めます。

図 介護予防・日常生活支援総合事業の概要



○実施する事業

事業	内容
介護予防・日常生活支援総合事業	新制度における「介護予防・日常生活支援総合事業」への円滑な移行を図るため、既存の通所型事業や訪問型事業、在宅生活支援事業などの機能や位置づけを見直し、多様なサービスの提供を図ります。

3 介護保険サービス

各サービスに対する利用者のニーズなどに基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた提供体制の確保・充実に取り組みます。

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質の確保・向上を目的として、介護給付の適正化及び事業者への適正な指導監督などを推進し、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

また、予防訪問介護と予防通所介護が平成 29 年 4 月には保険給付から外れ、地域支援事業に完全移行することから新たな制度の内容や移行時期について定め、整備を進めていきます。



(1) 居宅・介護予防サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本町には、事業者が不足しているサービスもあるため、事業者の新規参入を働きかけます。

○実施する事業

事業	内容
訪問介護・介護予防訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	要介護認定者等の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の判断に基づき、看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。
通所介護・介護予防通所介護	デイサービスセンターで、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院などで、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。
短期入所生活介護（療養介護）・介護予防短期入所生活介護（療養介護）	短期入所生活介護（療養介護）は、要介護認定者を一時的に介護老人福祉施設等に入所させ、日常生活上の世話や機能訓練を行い介護者の負担の軽減を図る短期入所生活介護サービスと、介護老人保健施設等に短期入所させ機能訓練等の医療や日常生活上の世話を行う短期入所療養介護サービスがあります。

(3)

地域密着型サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

地域密着型サービスについては、そのニーズを見極め、引き続き実施の検討を行います。

特に、日間賀島に様々なサービス機能を持った小規模多機能型居宅介護サービス等の事業者の新規参入を働きかけます。

○実施する事業

事業	内容
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	認知症の状態にある要介護者等に対して、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等が、共同生活を営みながら入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせた多様な介護が受けられるサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問又は通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29名以下で入所者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の介護老人福祉施設に入所している要介護者に対してケアを行うものです。
複合型サービス※	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能になります。

※平成 27 年 4 月から、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更されます。